



令和4年（2022年）4月1日

鎌倉市市民防災部商工課

目次	
●届出一覧	-1-
<b>1 工場立地法の概要</b>	-1-
(1) 工場立地法の目的	-2-
(2) 制度の仕組み	-3-
<b>2 用語の解説</b>	-4-
(1) 特定工場	-4-
(2) 既存工場	-4-
(3) 敷地	-4-
(4) 建築面積	-5-
(5-1) 生産施設	-5-
(5-2) 生産施設面積の測定方法	-5-
(5-3) 生産施設のスクラップ&ビルド	-5-
(5-4) 兼業	-6-
(5-5) 兼業の場合における各業種の生産施設面積の算定	-6-
(6-1) 環境施設	-7-
(6-2-1) 緑地の定義	-7-
(6-2-2) 緑地面積の測定方法	-7-
(6-3-1) 緑地以外の環境施設の定義	-8-
(6-3-2) 緑地以外の環境施設面積の測定方法	-9-
(7) 新設工場についての環境施設の配置	-9-
(8) 重複	-9-
<b>3 届出の流れ</b>	-11-
<b>4 実施の制限</b>	-12-
(1) 実施の制限とは	-12-
(2) 実施の制限期間の短縮	-12-
<b>5 準則計算</b>	-12-
(1) 準則とは	-13-
(2) 既存工場における準則計算について	-13-
(3) 準則計算式一覧	-15-
(4) 準則計算解説	-16-
<b>6 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧</b>	-23-
(1) 生産施設面積の敷地面積に対する割合 ( $\gamma$ )	-23-
(2) 既存生産施設用敷地計算計数 ( $\alpha$ )	-24-
<b>7 工場立地法における各施設の事例</b>	-25-
(1) 生産施設	-25-
(2) 緑地	-30-
(3) 環境施設	-31-
<b>8 その他特例等</b>	-33-
(1) 敷地外に設置した緑地等の加算について	-33-
(2) その他特例	-33-
<b>9 罰則</b>	-34-
<b>10 様式等</b>	-35-

●届出一覧

・届出の対象となる工場等＝特定工場

次の①、②、③の全てを満たしている場合、届出の対象となります。

①製造業、電気・ガス・熱供給業に該当する
②敷地面積が 9,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 敷地内の建築物の建築面積（水平投影面積）の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上
③生産施設がある

・届出が必要な場合と届出の区分

特定工場の新設	新設届出 (工場立地法第6条)
特定工場の <u>一部の譲り受け</u>	

特定工場の <u>一部の譲り渡し</u>	変更届出 (工場立地法第7条、第8条) (附則第3条第1項)
敷地面積の変更	
業種・製品の変更 ・日本標準産業分類の他の3ケタ(小)分類に属する業種となるような場合 ・準則に示す生産施設面積率等が変わる場合 ・既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更が行われる場合	
生産施設面積の増加	
生産施設のスクラップ&ビルド (特定工場全体の生産施設面積が変わらない又は減少する場合も含む)	
緑地・環境施設の面積が減少する場合	

法人の名称、本社の所在地を変更する場合 個人事業主の氏名、住所を変更する場合	氏名等変更の届出 (工場立地法第12条)
---	-------------------------

特定工場の <u>全部の譲り受け</u>	特定工場承継の届出 (工場立地法第13条)
----------------------	--------------------------

特定工場の廃止	特定工場廃止の届出 (工場立地法運用例規集2-1-1-17)
---------	-----------------------------------

生産施設の撤去のみを行う	届出は必要ありません
生産施設の修繕を行う場合で、修繕に係る部分の面積が30 m <sup>2</sup> 未満 保安上等のやむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合 で、緑地を削減する面積の合計が10 m <sup>2</sup> 以下のとき	
生産施設をそのままの状態に移設	
生産施設以外(事務所、研究所、倉庫等)の新設・撤去	
特定工場に係る緑地、環境施設の移設であって、当該移設により それぞれの面積の減少を伴わないとき (周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る)	
緑地、環境施設の増設のみを行う場合	
代表者の交代により氏名を変更する場合、工場名を変更する場合	

# 1 工場立地法の概要

## (1) 工場立地法の目的

この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

特定の業種で一定規模以上の工場又は事業場（特定工場）に対し、敷地面積に対する生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率（緑地面積を含みます。）及び環境施設の配置基準が準則として定められており、特定工場の新設、変更等を行う場合は、事前に届出を行わなければなりません。

また、届出から90日間は、原則として届出内容を実施することができません（実施の制限：期間の短縮特例あり）。

本市では「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を定めており、一定の地域において同条例に基づく緑地面積率及び環境施設面積率を適用しております。

なお、届出内容が準則に適合しない場合や、届出を怠った場合は、届出者に対して勧告や変更命令を行う場合があります。また、届出を行わなかった者、虚偽の届出を行った届出者又は変更命令に従わなかった届出者は罰則を受ける場合があります。

## 【参考】本市の緑に対する取り組みについて

鎌倉市では、都市緑地法第4条に基づき「緑の基本計画」を定め、中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進しています。

本市の市域面積の約6割を占める市街地（住居系・商業系・工業系用地や公共公益施設などの都市的な土地利用がされている

地域）においても生物多様性の保全、景観の形成、環境負荷調節等に寄与

する緑の環境づくりや暮らしを支え

豊かにする緑の創出に取り組み、

質の高い市街地の緑化を推進している

ことから、工場の立地にあたっては、必要な

緑化地の設置にご配慮いただけますと幸いです。



図4-5 緑のネットワーク

※鎌倉市緑の基本計画 第Ⅱ編第4章4-2 (2)「緑のネットワークの形成 -豊かな市街地環境をつくる緑-」より

※鎌倉市緑の基本計画については、鎌倉市ホームページにてご参照ください。

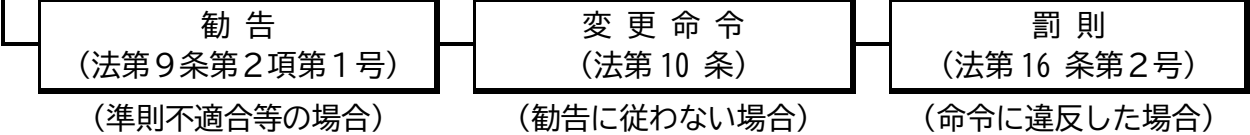
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/r4midorikekaku.html>



(2) 制度の仕組み

届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定工場を新設する場合（法第6条）</li> <li>・ 特定工場かつ既存工場が法施行日以降に初めて届出を行う場合（法第7条）</li> <li>・ 既に届出がある特定工場が変更を行う場合（法第8条）</li> <li>・ 特定工場でない既存工場が変更を行い新たに特定工場となる場合（附則第3条）</li> <li>・ 氏名等の変更の場合（法第12条）</li> <li>・ 特定工場を承継する場合（法第13条）</li> <li>・ 特定工場を廃止する場合（工場立地法運用例規集2-1-1-17）</li> </ul>
----	---

準則	<p>1 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（生産施設面積率 <math>\gamma</math>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種によって7段階に区分 30～65%以下 *第6章（1）参照</li> </ul> <p>2 敷地面積に対する緑地面積・環境施設面積の割合</p> <p>法第4条第1項に基づく「工場立地法に関する準則」に加え、本市では法第4条第2項に基づき工場立地法に定められた地域準則として「工場立地法第4条第2項に基づく準則を定める条例（市条例）」を制定（令和4年4月1日施行）しています。本市で適用する都市計画法の用途地域の区分による率は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f4a460;"> <th colspan="2" style="text-align: center;">地域の区分</th> <th style="text-align: center;">緑地面積率</th> <th style="text-align: center;">環境施設面積率 (緑地含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種区域</td> <td>第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域並びに都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域</td> <td style="text-align: center;">25%以上</td> <td style="text-align: center;">30%以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種区域</td> <td>工業専用地域・工業地域</td> <td style="text-align: center;">15%以上</td> <td style="text-align: center;">20%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記以外の区域（準工業地域を含む）</td> <td style="text-align: center;">20%以上</td> <td style="text-align: center;">25%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新設工場の環境施設の配置 特定工場敷地の周辺部に15%以上</p> <p>※1、2に関しては、既存工場等に対して、生産施設の変更等の際、逐次環境施設の整備を求める措置（準則計算）が設けられています。（工場立地に関する準則の備考1、市条例の付則2、3）</p>	地域の区分		緑地面積率	環境施設面積率 (緑地含む)	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域並びに都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域	25%以上	30%以上	第2種区域	工業専用地域・工業地域	15%以上	20%以上	上記以外の区域（準工業地域を含む）		20%以上	25%以上
地域の区分		緑地面積率	環境施設面積率 (緑地含む)														
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域並びに都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域	25%以上	30%以上														
第2種区域	工業専用地域・工業地域	15%以上	20%以上														
上記以外の区域（準工業地域を含む）		20%以上	25%以上														



## 2 用語の解説

### (1) 特定工場

製造業等に係る工場又は事業場※であって、以下の①及び②の両方を満たすものをいいます。

①業種：日本標準産業分類※2における製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）【工場立地法施行令第1条】

②規模：敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上【工場立地法施行令第2条】

※ 生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所（以下、工場等）

※2 総務省 HP をご参照ください

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/ki\\_jun1.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/ki_jun1.htm)



### (2) 既存工場

昭和 49 年 6 月 28 日（第 1 種区域においては平成 13 年 3 月 31 日）に既に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等をいいます。【法準則備考第 1 項、市条例付則】

### (3) 敷地

特定工場の敷地面積は、一の団地内における工場等の用に供する土地の全面積をいいます。

「一の団地」は通常は連続した一区画内の土地をいいますが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連があり、有機的に一体関係にあると認められるものは一の団地と解されます。

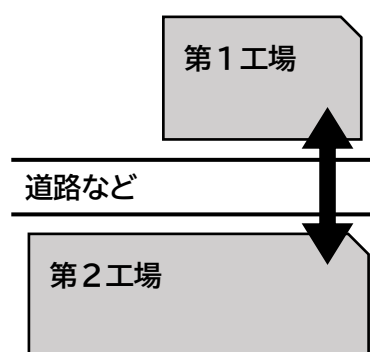
「敷地面積」は、所有地、借地等のいかんを問わず、工場等の用に供する土地の全面積をいいます。社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれませんが、当用途不明のまま将来の予備として確保している土地は敷地面積に含まれます。また、原則としては子会社、下請工場等に土地を貸している場合はその部分を除きます。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は工場敷地に含まれます。

（建築基準法など他の法令等とは敷地面積が異なる場合があります）

#### 工場敷地面積に含まないもの

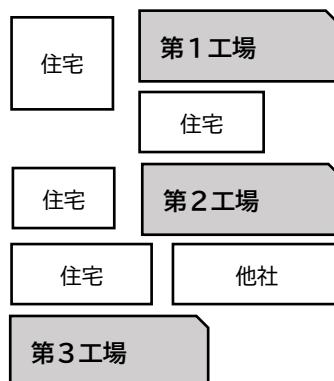
社宅、寮、病院、診療所、保育所、託児所、公有水面（海、河川、掘割、水面貯木場、浮きドック、栈橋）等（用途未定の土地は工場敷地に含む）

例 1：一の団地①



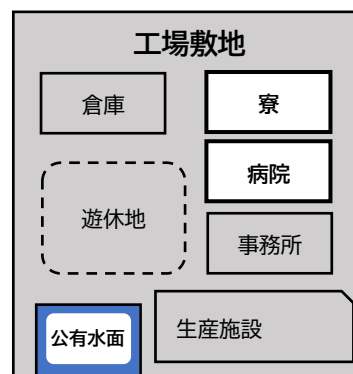
第 1 工場と第 2 工場が生産工程上密接なつながりがある場合は一の団地

例 2：一の団地②



各工場間に住宅や他社などがある場合は一の団地とみなさない

例 3：敷地から除くもの



工場敷地内にある寮、病院、公有水面等は敷地面積から除く※

※社宅、寮又は病院の敷地に明確な仕切りがない場合は建築面積÷0.6の面積を敷地面積から除く。

【工場立地法運用例規集 1-2-2-3】

#### (4) 建築面積

特定工場の建築面積は、敷地内全ての建築物（社宅、寮、病院等を除く）の水平投影面積の合計をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。よって、建築面積が発生しないパイプ等は建築面積が0となります。

【工場立地法運用例規集 1-2-3-1】

#### (5-1) 生産施設

工場立地法施行規則第2条で、次のように定められています。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

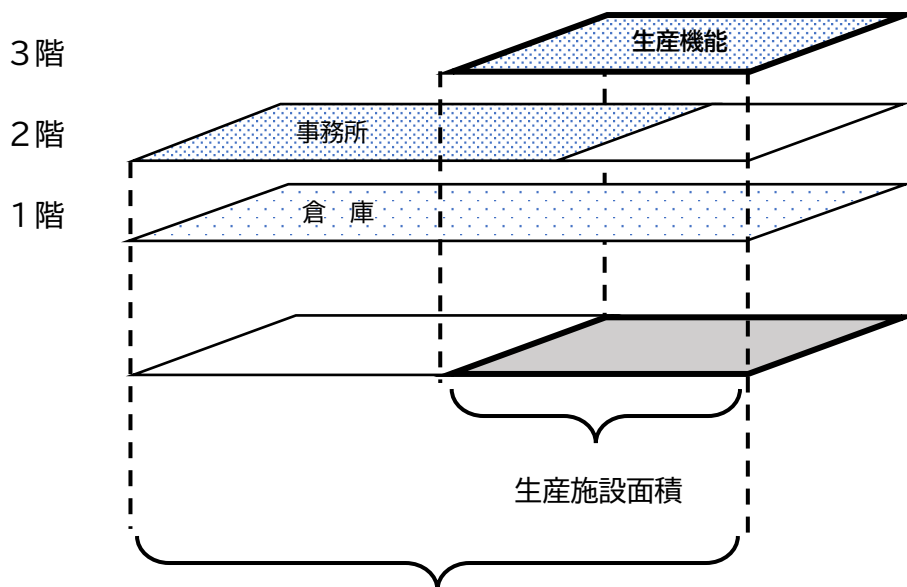
- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は、熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域的生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く）をいいます。

事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としません。

#### (5-2) 生産施設面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。ただし、同一建物内に倉庫や事務所などがあり、壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。



建築面積 = 建物の水平投影面積

#### (5-3) 生産施設のスクラップ&ビルド

生産施設におけるスクラップ&ビルドとは既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。

届け出を要しますので、まずはご相談ください。

(5-4) 兼業

兼業の工場等は、日本標準産業分類中分類における2以上の業種の製品を製造する場合に該当し、兼業かどうかの判断は、原則として当該工場等から出荷される製品で判断します。

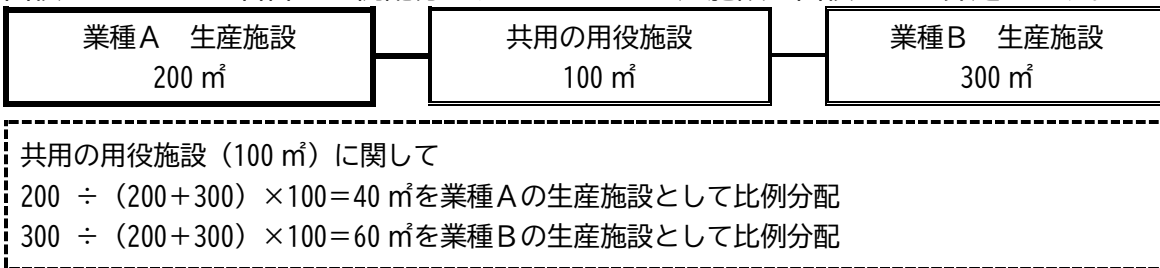
ただし、工場等で生産される半製品又は中間製品が当該工場等の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場等から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場等とします。また、一つの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱います。

なお、既存工場で生産施設面積率 $\gamma$ の値が異なる複数の業種に属している場合は、兼業の準則計算をします。

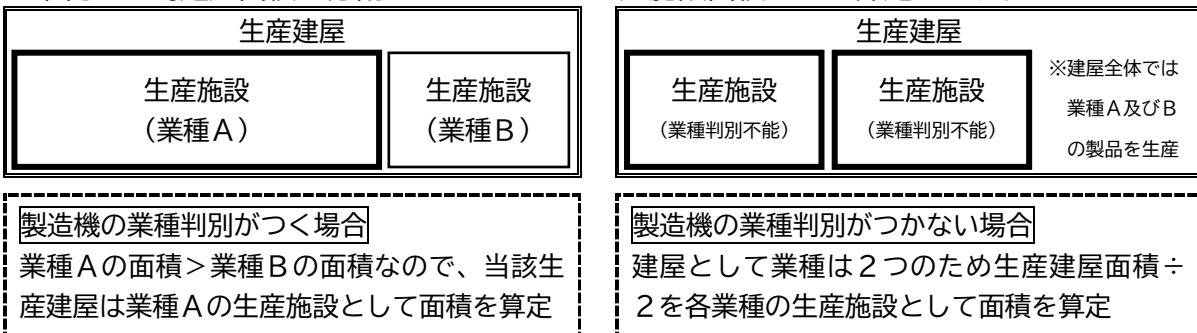
(5-5) 兼業の場合における各業種の生産施設面積の算定

兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定する必要がありますが、不確かなものは次の例によることとします。【工場立地法運用例規集 1-1-2-2】

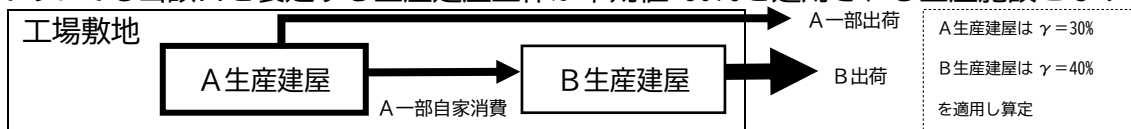
- ① 共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設の面積として算定します。



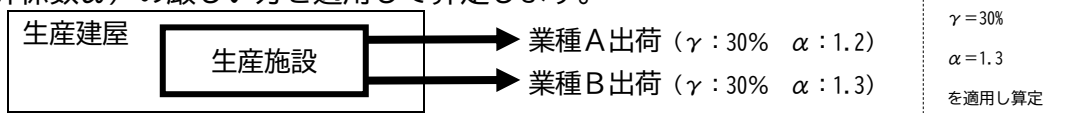
- ② 当該工場等が全体として兼業の場合は、当該工場建屋は面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定しますが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定します。



- ③ A製造業 (準則値  $\gamma$ : 30%) とB製造業 (準則値  $\gamma$ : 40%) の兼業に属する工場においてAを製造する生産建屋がある場合、Aの一部はB製造用に自家消費し、他はAのまま出荷する場合であっても当該Aを製造する生産建屋全体が準則値 30%を適用される生産施設となります。



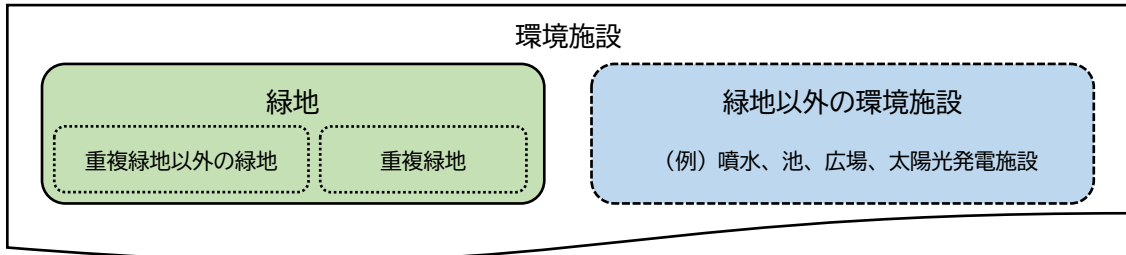
- ④ 一つの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その生産建屋は準則値 (敷地面積に対する生産施設の面積の割合 $\gamma$ 、既存生産施設用敷地計算係数 $\alpha$ ) の厳しい方を適用して算定します。





(6-1) 環境施設

環境施設には、「緑地」及び「緑地以外の環境施設」があります。緑地には重複緑地以外の緑地と重複緑地があり、緑地以外の環境施設は周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして工場立地法施行規則第4条で定められた施設があります。



(6-2-1) 緑地の定義

工場立地法施行規則第3条で、次のように定められています。

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る（以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

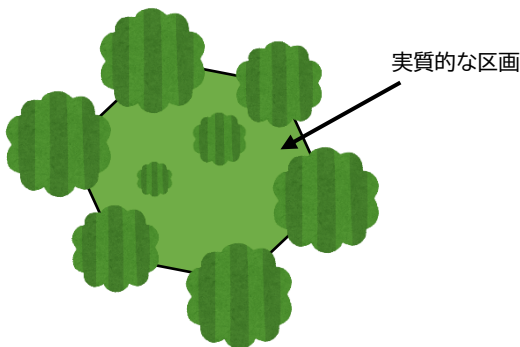
- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

- 地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができない苗木床・花壇は緑地とします。
- 雑草地であっても植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地とします。
- 野菜畑、温室、ビニールハウスは緑地としません。
- 「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複した緑地（配管下の芝生等）や、建築物屋上等緑化施設（屋上庭園、壁面緑化等）の重複緑地は、敷地内の緑地面積の25%まで緑地面積に含めることが可能です。ただし、環境施設と重複の場合、重複緑地とは認められない場合があります。

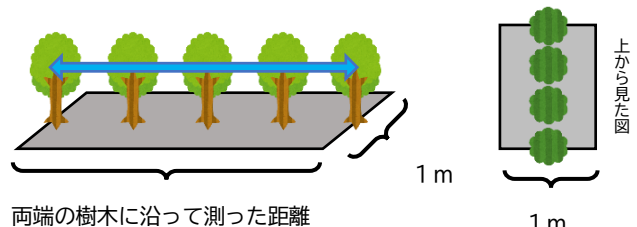
(6-2-2) 緑地面積の測定方法

- ① 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されているものについては当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定します。なお、法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積とします。区画されていない場合は下記のようにします。

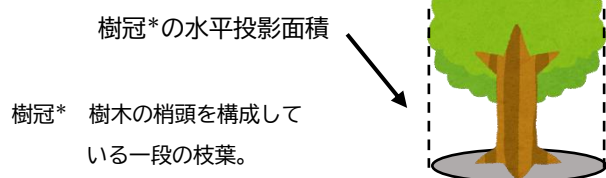
例1：区画されていない場合



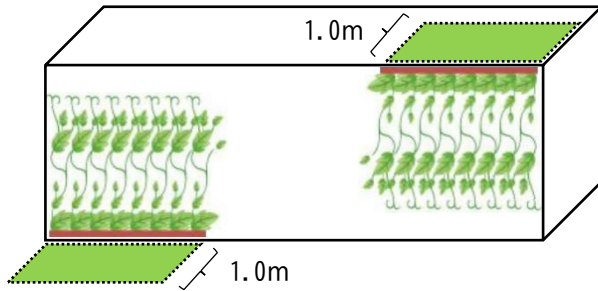
例2：区画されておらず一列の並木状の場合



例3：単独の樹木



- ② 建築物その他の施設の直立している部分において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。



(6-3-1) 緑地以外の環境施設の定義

工場立地法施行規則第4条で、次のとおり定められています。

第4条 法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

1 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

- イ 噴水、水流、池その他の修景施設
- ロ 屋外運動場
- ハ 広場
- ニ 屋内運動施設
- ホ 教養文化施設
- ヘ 雨水浸透施設
- ト 太陽光発電施設

チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

2 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

修景施設：	噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日蔭たな等の施設
屋外運動場：	野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、プール等で屋外にあるもの（付属する観覧席、更衣所、その他の工作物を含む。）
広場：	単なる空地、玄関前の車まわり等の場所でなく、休息、散歩、簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されたもの
屋内運動施設：	体育館、屋内プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（付属する観覧席、更衣所、シャワー、その他の工作物を含む。）
教養文化施設：	企業博物館（歴史的・文化的資料を収集・保管・展示している施設）、美術館、ホール等で、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるもの
雨水浸透施設：	雨水を集め地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより地下水の涵養、浸食被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるもの
太陽光発電施設：	太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置。太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設を指す。
防災対策施設：	本市との協定等に基づき設置される津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等は、環境施設となる。
駐車場：	環境施設としない（ただし、芝等により緑化され、継続して良好な状態に維持管理がなされている場合又は藤棚の下が駐車場となっている場合等は、重複部分を緑地とする（重複緑地）。）。

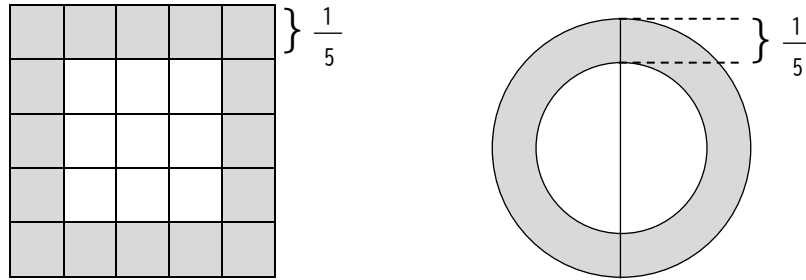
### (6-3-2) 緑地以外の環境施設面積の測定方法

緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積）を環境施設面積として測定します。

### (7) 新設工場についての環境施設の配置

環境施設（緑地を含む）の配置は、特定工場の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。

敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線の間形成される部分をいいます。



### (8) 重複

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設が重複した場合の考え方は、次のとおりです。

- 緑地が「緑地以外の環境施設」以外の施設（例：生産施設、事務所など）や太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設は、敷地面積に緑地面積率を乗じた面積の25%まで緑地面積に含めることが可能です。
- 樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- 2以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、当該建築物屋上等緑化施設のうちいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしません。（例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちいずれかの緑化施設の面積が緑地面積となります。）
- 屋内運動施設又は教養文化施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等の環境施設以外の施設と重複する場合（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）は、当該施設は環境施設としません。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合はこの限りではありません。
- 太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- 2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしません。

●重複施設対照表

		生産施設	緑地	緑地以外の環境施設		「緑地以外の環境施設」以外の施設
				太陽光発電施設以外	太陽光発電施設	
生産施設と重複			生産施設及び重複緑地として算入	生産施設として算入	生産施設及び緑地以外の環境施設として算入	生産施設として算入
緑地と重複		生産施設及び重複緑地として算入		内容により判断※	重複緑地として算入	重複緑地として算入
緑地以外の環境施設	太陽光発電施設以外と重複	生産施設として算入	内容により判断※		緑地以外の環境施設として算入	明確に区切られている場合は緑地以外の環境施設として算入
	太陽光発電施設と重複	生産施設及び緑地以外の環境施設として算入	重複緑地として算入	緑地以外の環境施設として算入		緑地以外の環境施設として算入
「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複		生産施設として算入	重複緑地として算入	明確に区切られている場合は緑地以外の環境施設として算入	緑地以外の環境施設として算入	算入なし

※ 緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて、工場立地法施行規則第3条第1号に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。

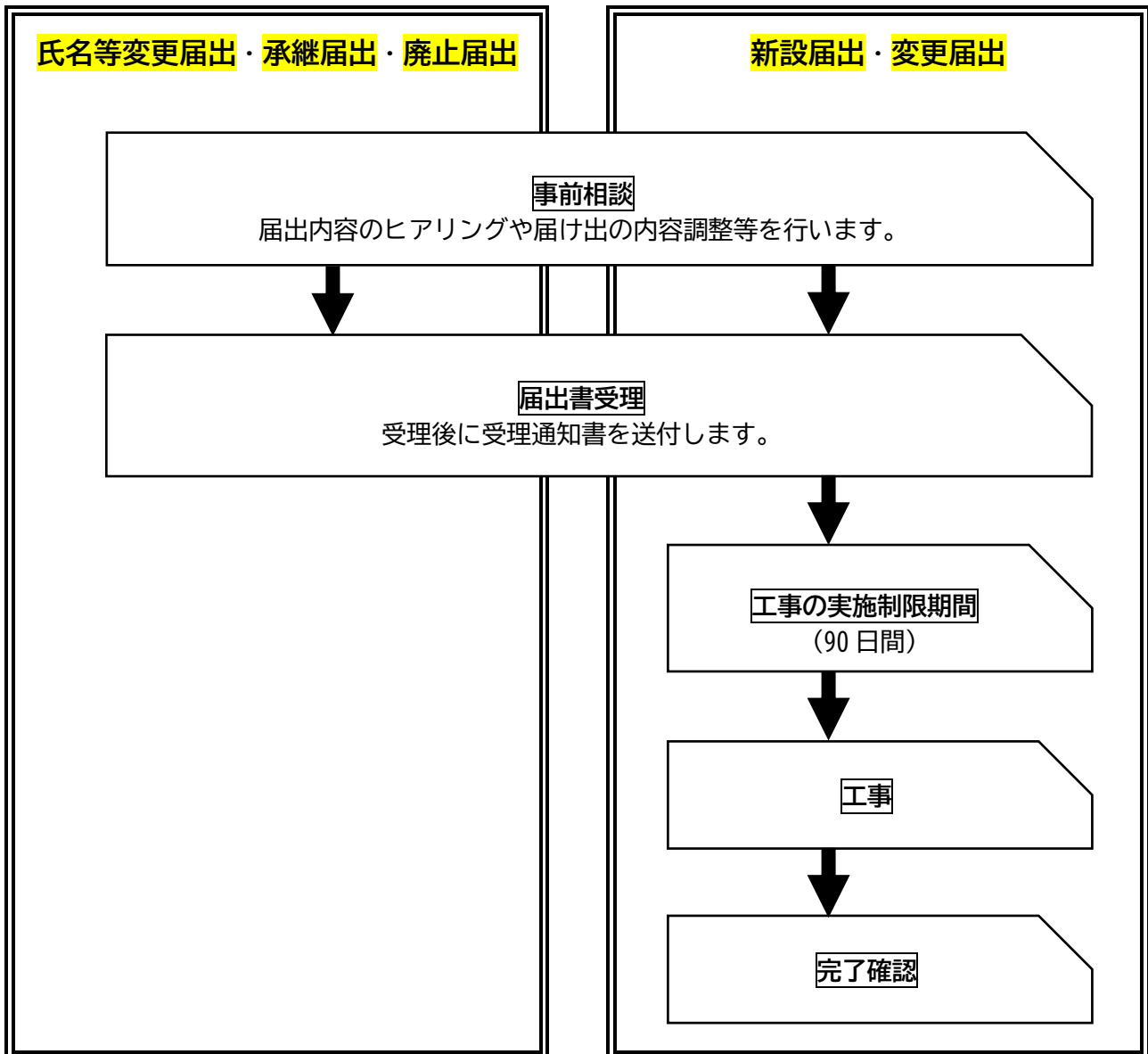
【工場立地法運用例規集 1-4-4-5】

### 3 届出の流れ

届出に先立ち事前相談を行います。事前相談では届出の要否や方法を判断するため資料のご用意をお願いします。また、すでに届出を行っている工場又は事業場の場合は、直近の届出書写しのご用意もお願いします。

事前相談で届出が必要と判断された場合は、届出書の内容を調整させていただき受理を行います。事前相談～届出書受理までの内容調整には日数を要するため、ご相談は余裕をもってお早めをお願いいたします。

工事が完了した後は届出どおりの工事が行われたか確認するため現地にて完了確認を行いますので、工事終了後にご連絡をお願いします。



## 4 実施の制限

### (1) 実施の制限とは

法第 11 条第 1 項により、届出が受理された日から 90 日間は、新設届出又は変更届出の内容を実施してはなりません(実施の制限)。新設届出又は変更届出のうち実施の制限がされる行為は、本手引き 1 ページの「届出一覧」で新設届出又は変更届出が必要となる行為を指します。

#### ①工場等の新設の場合

- ・工場敷地の埋立又は造成工事を伴うものは、埋立工事の着手又は造成工事の着手の時点で工場等の新設とします。
- ・埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は、緑地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手の時点で工場等の新設とします。

#### ②変更の場合

- ・変更のための工事を伴う場合は、その工事の着手の時点で変更とします。
- ・変更のための工事を伴わない場合は、土地の移転登記の時点、製品を変更する時点で変更として取り扱います。

工事の開始とは、各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいいます。

- ・埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ・整地等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ・生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めること。
- ・生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始めること。

### (2) 実施の制限期間の短縮

届出が受理された日から 90 日間は新設届出又は変更届出の内容を実施してはならないと定められています。

【工場立地法第 11 条第 1 項】

<例>届出受理日：4月1日 ⇒ 工事開始日：7月1日

ただし、勧告の要件に該当しないと認められる場合は、短縮可能です。

短縮申請の適用にあたっては、勧告の要件に該当しないことを確認する必要があるため、まずはお相談ください。

【工場立地法第 11 条第 2 項】

## 5 準則計算

### (1) 準則とは

工場立地法の目的である「工場立地の適正化」を図るため、同法第4条により経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣が「準則」を公表することが定められており、この「準則」によって、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合、並びに環境施設の配置に関する事項を規定しています。

なお、本市では「工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（市条例）」及び国の「工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）」により、緑地及び環境施設の面積率は次のように適用されます。

地域の区分		緑地面積率	環境施設面積率 (緑地含む)
第1種 区域 (市条例)	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域	25%以上	30%以上
第2種 区域 (市条例)	工業専用地域 工業地域	15%以上	20%以上
市条例の第1種、第2種以外の区域（準工業地域など）		20%以上	25%以上

### (2) 既存工場における準則計算について（国の「工場立地に関する準則」の備考と市条例の付則）

#### ア 「工場立地に関する準則」備考による準則計算

既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等）については、直ちに準則通りの緑地等を設置させることはできないことから、昭和49年6月29日以後に生産施設を変更する際に国の「工場立地に関する準則」備考に定められている式によって計算を行い、それにより算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっています。

また、増設できる生産施設の面積の上限も算出されます。（兼業の場合も同様です。）

#### イ 市条例の付則2、3

神奈川県において、県の準則である「工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（平成12年10月17日条例第63号 ※現在は廃止）」により、区域ごとに緑地面積率、環境施設面積が設定されたことにより、第1種区域に設けられた経過措置を引き継ぐものです。

※経過措置が適用される  
工場立地の時期

昭和49年6月28日

平成13年3月31日

第1種区域		←適用
第2種区域	←適用	
第1種、第2種以外の区域	←適用	

ウ 工場立地法に関する準則の備考と市条例付則を適用し準則計算を行う場合は、次のとおり計算を行います。

なお、この取扱いは、市条例施行前から変更ありません。

#### 第1種区域

- ①工場立地が平成13年3月31日以前
- ②令和4年4月1日以降に生産施設の増設等を行う

⇒「工場立地法に関する準則」備考の計算式の「0.2」を「0.25」、  
「0.25」を「0.3」とし準則計算を行います

#### 第2種区域

- ①工場立地が昭和46年6月28日以前
- ②令和4年4月1日以降に生産施設の増設等を行う

⇒「工場立地法に関する準則」備考の計算式の「0.2」を「0.15」、  
「0.25」を「0.2」とし準則計算を行います

#### 第1種、第2種区域以外の区域

- ①工場立地が昭和46年6月28日以前
- ②生産施設の増設等を行う

⇒「工場立地法に関する準則」備考の計算式により準則計算を行います

#### エ 準則計算不適合の場合への弾力的対応

次の条件を全て満たす場合には、準則計算により求められる緑地面積・環境施設面積に満たなくとも建替えを可能としています。

- ①生産施設のスクラップ面積 $\geq$ ビルド面積
- ②老朽化等により生産施設の建替えが必要になっている工場等で、建替えにより景観が向上する等周辺地域の生活環境の保全に資する見通しがあること  
(地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置が採用される等により、工場の外観が周辺の都市景観、環境と調和する等)
- ③建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること  
(準則計算上必要とされる緑地面積又は環境施設面積の1/2が確保できる場合は1/2とし、それ以外の場合には緑化の努力状況、現在の緑地水準、周辺の土地利用状況等を勘案することができる。)
- ④次の生活環境保全要件のうちいずれか1つに該当すること
  - ・現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
  - ・生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
  - ・工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと



(3) 準則計算式一覧

既存工場において、昭和49年6月29日（第1種区域においては平成13年4月1日）以後に生産施設の面積の変更が行われるときは、規定に適合する生産施設の面積、緑地の面積、環境施設の面積の算定は次の式によって行うものとします。

ただし、生産施設が増加しない場合（スクラップ&ビルドは除く）や業種・生產品目の変更が、生産施設面積率 $\gamma$ の変更を伴わない場合は、準則計算は必要ありません。

（「工場立地に関する準則」より）

	既存工場等		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業種	兼業
生産施設	$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ ただし、 $\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P=0$ とする。	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$	$P \leq \gamma S$	$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$
緑地	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) > \blacksquare S - G_1 > 0$ のときは $G \geq \blacksquare S - G_1$ とし、 $\blacksquare S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) > \blacksquare S - G_1 > 0$ のときは $G \geq \blacksquare S - G_1$ とし、 $\blacksquare S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$G \geq \blacksquare S$	
環境施設	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right) > \blacktriangle S - E_1 > 0$ のときは $E \geq \blacktriangle S - E_1$ とし、 $\blacktriangle S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right) > \blacktriangle S - E_1 > 0$ のときは $E \geq \blacktriangle S - E_1$ とし、 $\blacktriangle S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする	$E \geq \blacktriangle S$	

※第1種区域においては、上記表の $\blacksquare$ は「0.25」、 $\blacktriangle$ は「0.3」として計算します。

※第2種区域においては、上記表の $\blacksquare$ は「0.15」、 $\blacktriangle$ は「0.2」として計算します。

※第1種、第2種区域以外の区域においては、上記表の $\blacksquare$ は「0.2」、 $\blacktriangle$ は「0.25」として計算します。

#### (4) 準則計算解説

##### 既存工場で単一業種

###### ①生産施設

$$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = \text{「生産施設の準則値」}$$

ただし、 $\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

これらの式において、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $S$ 、 $P_0$ 、 $\alpha$ 及び $P_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $P$  今回の届出によって設置する(できる)生産施設の面積
- $\gamma$  業種ごとに設定される、生産施設面積の敷地面積に対する割合(本手引き6(1))
- $S$  敷地面積(変更があった場合は変更後の面積)
- $P_0$  昭和49年6月28日(第1種区域においては平成13年3月31日)に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計
- $\alpha$  業種ごとに設定される、既存生産施設用敷地計算係数(本手引き6(2))
- $P_1$  昭和49年6月29日(第1種区域においては平成13年4月1日)から前回までの生産施設の面積の変更の累計(設置については+、撤去については-として計算)。ただし今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。

「生産施設の準則値」は、昭和49年6月28日(第1種区域においては平成13年3月31日)時点で、あとどれくらい生産施設を増やせるかということを表しています(増設可能面積)。

なお、ただし書きのように変更面積( $P_1$ )が増設可能面積以上になってしまうと、それ以上の生産施設の設置はできません。 $(P = 0)$

## ②緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) = \text{「緑地の準則値」}$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) > \blacksquare S - G_1 > 0$ のときは $G \geq \blacksquare S - G_1$ とし、

$\blacksquare S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

※第1種区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.25」として計算します。

※第2種区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.15」として計算します。

※第1種、第2種区域以外の区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.2」として計算します。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  今回の届出によって設置する緑地の面積（純増分）

$P$  今回の届出によって設置する（できる）生産施設的面積

$\gamma$  業種ごとに設定される、生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））

$G_0$  次の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。

ただし、今回の届出で緑地の撤去がある場合はその分を減じる

（イ）昭和49年6月29日（第1種区域においては平成13年4月1日）時点で設置済みまたは  
工事中の緑地面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い「緑地の準則値」を超えて設置した緑地面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積）

$G_1$  今回の届出前の緑地面積

- ・  $G_0$ は $G_1$ の内数であり、他の条件が同じならば $G_0$ は大きい程「緑地の準則値」は小さくなります。
- ・ ただし書き前半は、 $G_1$ が敷地面積 $S$ の $\blacksquare$ （15%、20%、25%）にかなり近づいてきた場合か、生産施設面積 $P$ がかなり大きい場合に用いる式です。
- ・ この場合は、「緑地の準則値」にあわせると変更後の緑地面積 $G$ が $\blacksquare$ （15%、20%、25%）を越えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積 $S$ の $\blacksquare$ （15%、20%、25%）になるまでの分でよいという意味です。
- ・ ただし書き後半は、 $G_1$ が既に準則を満たしている場合で、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要ありません。

### ③環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \quad (\blacktriangle - \frac{E_0}{S}) = \text{「環境施設の準則値」}$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \quad (\blacktriangle - \frac{E_0}{S}) > \blacktriangle S - E_1 > 0$ のときは $E \geq \blacktriangle S - E_1$ とし、

$\blacktriangle S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

※第1種区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.3」として計算します。

※第2種区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.2」として計算します。

※第1種、第2種区域以外の区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.25」として計算します。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  今回の届出によって設置する環境施設の面積（純増分）

$P$  今回の届出によって設置する（できる）生産施設の面積

$\gamma$  業種ごとに設定される、生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））

$E_0$  次の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。

ただし、今回の届出で環境施設の撤去がある場合はその分を減じる

（イ）昭和49年6月29日（第1種区域においては平成13年4月1日）時点で設置済みまたは  
工事中の環境施設面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い「環境施設の準則値」を超えて設置した環境施設面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分

$S$  敷地面積（変更があった場合は変更後の面積）

$E_1$  今回の届出前の環境施設面積

- ・ $E_0$ は $E_1$ の内数であり、他の条件が同じならば $E_0$ は大きい程「環境施設の準則値」は小さくなります。
- ・ただし書き前半は、 $E_1$ が敷地面積 $S$ の $\blacktriangle$ （20%、25%、30%）にかなり近づいてきた場合か、生産施設面積 $P$ がかなり大きい場合に用いる式です。
- ・この場合は、「環境施設の準則値」にあわせると変更後の環境施設面積 $E$ が $\blacktriangle$ （20%、25%、30%）を越えるので、最低限設置しなければならない環境施設は、敷地面積 $S$ の $\blacktriangle$ （20%、25%、30%）になるまでの分までよいという意味です。
- ・ただし書き後半は、 $E_1$ が既に準則を満たしている場合で、生産施設の変更を行っても、特に環境施設を設置する必要ありません。

④生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

これらの式において、 $n$ 、 $P_i$ 、 $\gamma_i$ 、 $S$ 、 $m$ 、 $P_{0i}$ 及び $\alpha_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $n$  工場が属する業種の数
- $P_i$  昭和49年6月29日（第1種区域においては平成13年4月1日）以後に行う*i*業種に属する生産施設の面積の変更に係わる面積の合計（設置については+、撤去については-として計算）（今回の新設分も含める）
- $\gamma_i$  *i*業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））
- $S$  敷地面積（変更あった場合は変更後の面積）
- $m$  昭和49年6月28日（第1種区域においては平成13年3月31日）における当該工場が属する業種の数
- $P_{0i}$  昭和49年6月28日（第1種区域においては平成13年3月31日）に設置されている*i*業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている*i*業種に属する生産施設の面積
- $\alpha_i$  *i*業種についての既存生産施設用敷地計算係数（本手引き6（2））

右辺  $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$  は昭和49年6月28日（第1種区域においては平成13年3月31日）

現在の増設可能敷地面積を表しています。

左辺  $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$  は昭和49年6月29日（第1種区域においては平成13年4月1日）以後

設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積です。これを比較してみて、右辺が左辺より小さければ適合しています。

⑤緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) = \text{「緑地の準則値」}$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacksquare - \frac{G_0}{S} \right) > \blacksquare S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq \blacksquare S - G_1$ とし、 $\blacksquare S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

※第1種区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.25」として計算します。

※第2種区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.15」として計算します。

※第1種、第2種区域以外の区域においては、上記の $\blacksquare$ は「0.2」として計算します。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  今回の届出によって設置する緑地の面積（純増分）

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））

$G_0$  次の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。

（イ）昭和49年6月28日（第1種区域においては平成13年3月31日）時点で設置済  
または工事中の緑地面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い「緑地の準則値」を超えて設置した緑地面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

⑥環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right) = \text{「環境施設の準則値」}$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( \blacktriangle - \frac{E_0}{S} \right) > \blacktriangle S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq \blacktriangle S - E_1$ とし、 $\blacktriangle S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

※第1種区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.3」として計算します。

※第2種区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.2」として計算します。

※第1種、第2種区域以外の区域においては、上記の $\blacktriangle$ は「0.25」として計算します。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  今回の届出によって設置する環境施設の面積（純増分）

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））

$E_0$  次の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。

（イ）昭和49年6月28日（第1種区域においては平成13年3月31日）時点で設置済または  
工事中の環境施設面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い「環境施設の準則値」を超えて設置した環境施設面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  届出前の環境施設面積

**新設工場で単一業種**

⑦生産施設（P）

$$P \leq \gamma S$$

$\gamma$  業種ごとに設定される、生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））  
 $S$  新設工場等の敷地面積。以下同じ。

・新設工場の生産施設面積は、敷地面積に対して常にこの割合以下でなければなりません。

⑧緑地（G）

$$G \geq \blacksquare S$$

※ $\blacksquare$ は、第1種区域は「0.25」、第2種区域は「0.15」それ以外の区域は「0.2」として計算します。

⑨環境施設（E）

$$E \geq \blacktriangle S$$

※ $\blacktriangle$ は、第1種区域は「0.3」、第2種区域は「0.2」それ以外の区域は「0.25」として計算します。

**新設工場で兼業**

⑩生産施設（P）

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

$n$  工場が属する業種の数  
 $P_i$   $i$ 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計  
（設置については+、撤去については-として計算）  
 $\gamma_i$   $i$ 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合（本手引き6（1））

・2以上の業種の兼業の工場が生産施設面積率の準則に適合しているか否かは、工場の全敷地面積と各生産施設が使用しているとみなされる敷地面積の合計とを比較してみて、後者が前者より大きくなければ適合しています。

⑪緑地（G）

$$G \geq \blacksquare S$$

※ $\blacksquare$ は、第1種区域「0.25」、第2種区域「0.15」それ以外の区域「0.2」として計算します。

⑫環境施設（E）

$$E \geq \blacktriangle S$$

※ $\blacktriangle$ は、第1種区域「0.3」、第2種区域「0.2」それ以外の区域「0.25」として計算します。



## 6 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧

(1) 生産施設面積の敷地面積に対する割合 (γ)

(「工場立地に関する準則」より)

業種の区分		γ
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.3
第2種	伸鉄業	0.4
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	0.45
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	0.5
第5種	でんぱん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	0.55
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	0.6
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65

(2) 既存生産施設用敷地計算計数 ( $\alpha$ )

〔工場立地に関する準則〕より)

業種の区分		$\alpha$
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鑄鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
3	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1.4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1.5

## 7 工場立地法における各施設の事例

### (1) 生産施設

定義		
<p>① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は、熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物</p> <p>② 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）</p>		
事例	生産施設該当	生産施設非該当
事務所、研究所、食堂等		事務所、研究所、食堂等で独立して区画された部分
倉庫関連施設	半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。	<p>倉庫、置き場、タンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設</p> <p>倉庫又は置場に付随した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の仕分け施設</li> <li>・納入品の検査所</li> <li>・原材料又は最終の製品の抜取検査施設</li> <li>・計量施設</li> </ul> <p>原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設とはしない。</p>
タンク付属施設		生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。
出荷・輸送関連施設	<p>生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設</p> <p>【例1】 医薬品の粉体を包装紙に包み、これを瓶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設</p> <p>【例2】魚油の瓶詰施設</p> <p>【例3】セメントの袋詰施設等</p>	<p>○倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設</p> <p>○屋外ベルトコンベアー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設</p>
用役施設 I	<p>自家発電施設（工場敷地内）</p> <p>酸素製造施設</p> <p>熱交換器</p> <p>整流器等</p>	<p>【受変電施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変電所</li> <li>・開閉所</li> <li>・受変電施設</li> </ul> <p>【用水施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水の取水・貯水施設</li> <li>・冷却塔</li> <li>・排水施設等</li> </ul>

用役施設Ⅱ ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造工程等の用に一部共用されるボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設</li> <li>・工場建屋のための空気調整施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造工程等の用以外の用に専ら供されているボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設</li> <li>・出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等</li> <li>・事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）</li> </ul>
サイロ、貯酒蔵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立せず生産施設と混在する、サイロ、貯酒蔵等</li> </ul>	<p>【サイロ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セメント製造業、肥料製造業、清酒製造業等における独立したサイロ</li> <li>・倉庫であって、出荷の用に供されるもの</li> </ul> <p>【貯酒蔵】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清酒製造業、ウイスキー製造業等における独立した貯酒蔵</li> </ul>
脱硫施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設</li> <li>・重油脱硫施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製鉄工場において自家消費するコークス炉ガスの公害防止を目的とする脱硫する施設</li> </ul>
アンモニア回収施設	高炉ガスからのアンモニア回収施設	
廃酸、廃アルカリ回収施設	製鉄工場、金属製品製造工場における廃酸、廃アルカリ回収施設	
製紙業におけるプレス装置		製紙業において単なる貯蔵を目的として古紙をプレスし、コンパクトにする装置
煙突等排煙施設		煙突等排煙施設
排水処理施設		排水を再度循環利用する場合であっても排水処理施設は生産施設としない。
集塵施設	工場等からのはい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行うもの	工場等からのはい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないもの
LNG、LPGの気化装置	LNG、LPGの気化装置	
造船ドック及び船台	造船場におけるドック及び船台	
廃液濃縮燃焼装置等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置</li> <li>・セミケミカルパルプ、ケミグラウンドパルプの廃液濃縮燃焼装置</li> <li>・アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼装置</li> </ul>
検査所 (試験室)	製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
修理工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・加工と修理を合わせて行う修理工場</li> <li>・修理工場であって、治工具（工場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に部品の取替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場</li> </ul>

	<p>で生産のために使用する治具又は工具)を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは、金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。</p>	<p>・当該工場の機器類の修理のための部品の取替え(切断又は曲げ等の低次な加工を含む。)を行う修理工場</p>
公害防止施設	<p>有用成分の回収又は副製品の生産を行う施設</p> <p>●生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を</p> <p>①製品化する場合</p> <p>②自己の主製品の原材料として使用する場合</p> <p>【例1】 重油脱硫施設</p> <p>【例2】 クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置</p> <p>【例3】 非鉄金属精錬における硫酸回収施設等</p>	<p>自らの工場における排出物を処理するための施設</p> <p>●生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合、または製品化する場合において、下記の①+②または①+③に該当するとき(公害が発生する恐れがあり、なおかつ採算ベースに乗らない場合)</p> <p>①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。</p> <p>②当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。</p> <p>③当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。</p> <p>【例1】 発電所における排煙脱硫施設等</p>
休廃止施設	<p>一時的な遊休施設</p> <p>廃止されたが撤去されない生産施設</p>	
試作プラント	<p>・施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のある試作プラント</p> <p>・当該試作品等を販売試作プラント</p>	<p>試作品、開拓品等を製造、研究する施設</p>
地下に設置される施設		<p>地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設</p>
コントロールハウス	<p>生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とする。</p>	
副資材製造工場等	<p>①製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋</p> <p>②鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋</p> <p>③工場等の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋</p>	

屋外作業場	屋外の作業場で、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。	屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によって覆われる作業場を含む。） ①クレーンで吊上げ移動する、簡易な構造の日除け。 ②屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であって、静止した状態で移動する為の軌条間面積の1/3を覆う程度の小規模のもの。
技術訓練施設		技術訓練所の訓練施設
混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 【例1】 農薬の混合、無機薬品の混合施設 【例2】 清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
電気供給業における生産施設	●発電工程前の石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーター ●発電工程を形成する機械又は装置 ①ボイラー本体 ②再熱器 ③タービン本体 ④復水器本体 ⑤給水ポンプ ⑥給水加熱器 ⑦給水処理装置 ⑧ボイラー水処理装置 ⑨ボイラーに付属する空気予熱器 ⑩蒸気配管 ⑪発電機 ⑫励磁機等	●発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設 ●独立した ①変電施設（主変圧器を含む。） ②開閉所 ③冷却池 ④冷却塔 ⑤取水施設 ⑥受電施設 ●原子力発電に係る ①廃棄物貯蔵施設 ②核燃料貯蔵施設 ③淡水源施設（ダム、プール等）
石炭ガスによるガス供給業の生産施設	ガス製造工程前石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属した制御室 ①ガス製造施設 石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこ	ガス製造工程前の原料の受入れ、貯蔵又は輸送の施設である石炭クレーン、貯炭場又はコンベアー等 ①ガス製造施設 消火水の沈澱槽（消火用ポンプを含む。）、沈澱粉処理施設

	<p>れらが設置されている区画内にあるドライメン等の配管</p> <p>②ガス精製施設 冷却装置、タール排除器（コットレルを含む）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管</p> <p>③コークス製造施設 炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置</p> <p>④タール精製施設 ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付属する施設</p> <p>⑤熱量測定室及びコントロールハウス</p>	<p>②ガス精製施設 硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽</p> <p>③コークス製造施設 ・屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等 ・ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管</p> <p>④タール精製施設 ガス液槽、ガス液管</p>
原油、ナフサによるガス供給業の生産施設	ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、CO変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等	
LNG又はLPGによるガス供給業の生産施設	ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等	
熱供給業における生産施設	ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸収式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウェルタンク、給水ポンプ、熱交換機等	独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出又は輸送の施設、蓄熱槽及び供給導管等

(2) 緑地

**定義**

建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるもので

- ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

**【条件】**

- ・ 樹木の生育する土地については、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の全体について平均的に植栽されている必要がある
- ・ 緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

緑地該当	緑地非該当	備考
<p>①単独の樹木については、当該樹冠の投影面積を緑地面積として測定</p> <p>②基準に適合するように植栽したのち、樹木が大きくなったので間引きをする結果、基準に適合しなくなるもの</p> <p>③既存樹林地（自然林・山林等）でその植栽状況からみて基準に適合すると推定できるもの</p> <p>④苗木床</p> <p>⑤花壇</p> <p>⑥いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの</p> <p>⑦緑地以外の施設と重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合等）</p>	<p>●野菜畑 ※野菜畑は緑地以外の環境施設とする。</p> <p>●温室</p> <p>●ビニールハウス</p>	<p><b>【高木】（喬木）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長する樹木をいう。</li> <li>・ 樹高4 m以上は一応の目安で、気候、土壌条件等によっては4 mに達しない場合も可。</li> <li>・ 苗木は、植栽時は樹高が4 mに達しないものでも、樹種が高木であれば高木とする。</li> </ul> <p><b>【低木】（灌木）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高木以外の樹木。高木に比べて樹高が低く、また幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。</li> <li>・ 樹種が高木でも、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。</li> <li>・ 蔓もの（フジ、バラ等の幹が自立しないものや、蔓状に這うもの）は低木とする。</li> </ul> <p><b>【地被植物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地被植物とは、低木の草本、灌木の類で地表を被って生育するものをいい、種類ではなく、使い方による分類である。</li> <li>・ 除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。</li> </ul>



(3) 緑地以外の環境施設

**定義**

【条件】 緑地以外の環境施設の判断基準は次の条件のうち、1つを満たすこととする。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により防災対策等が推進されること。
- ⑤ 工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

緑地以外の環境施設該当	非該当	備考
<p>次の各号で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されたもの。</p> <p>①その他の修景施設 ・噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等</p> <p>②屋外運動場 ・野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）</p> <p>③広場 ・休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているもの</p> <p>④屋内運動施設 ・体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）</p> <p>⑤教養文化施設 ・企業博物館（名称の如何にかかわらず）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●単なる排水溝</li> <li>●緑地と重複する環境施設の部分</li> <li>●販売を目的に自社製品を展示している施設</li> <li>●単に絵画を展示している通路等</li> <li>●クラブハウス（単独）</li> <li>●研修所</li> <li>●福利厚生施設</li> <li>●食堂、休憩所</li> <li>●駐車場</li> <li>●単なる空地</li> <li>●玄関前の車まわりのような場所</li> <li>●環境施設以外の施設（生産施設、事務所、倉庫、食堂等）と重複する場合</li> </ul>	<p>「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一週間に2日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。</li> <li>●当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあっては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。</li> <li>●地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。</li> <li>●当該施設の利用は原則として無料であること。</li> </ul> <p>④屋内運動施設、⑤教養文化施設を緑地以外の環境施設として届出を行おうとする場合は、次の書類の提出が必要です。</p> <p>(1) 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程</p> <p>(2) (1)を広く一般に周知する方法を記載した書類</p>

<p>音響設備、観覧席等が整備されているもの) 等で、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるもの</p> <p>⑥雨水浸透施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等のうち、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるもの。</li> </ul> <p>⑦太陽光発電施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の施設</li> </ul> <p>⑧調整池</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は美観等の面で公園的な形態を整えているのであれば環境施設とする。</li> </ul> <p>⑨野菜畑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地以外の環境施設とする。</li> </ul> <p>⑩クラブハウス、研修所等（福利厚生施設等）が緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合</p>		<p>⑥雨水浸透施設の届出を行おうとする場合は、次の書類の提出が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（１）雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類</li> <li>（２）周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要があることを記載した書類</li> </ol> <p>⑦太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいいます。</p> <p>⑩の例</p> <p>環境施設に体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の５倍程度以上である場合</p>
--	--	---

## 8 その他特例等

### (1) 敷地外に設置した緑地等の加算について

工場敷地から離れた敷地に設ける緑地等（＝敷地外緑地等）に関しても生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境施設面積に加算できる場合があります。【工場立地法運用例規集 2-2-3】

#### ア 敷地外緑地等が認められる場合

次の①～③を満たすことで、敷地外緑地等が認められ、勧告を受けない場合があります。

- ① 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない場合（※）であること。

※「緑地等を当該工場の敷地内に確保できない」と認められる場合

当該工場が立地する同一敷地内に、未利用部分（現在、生産施設・緑地・環境施設・その他（駐車場、倉庫等）に利用されておらず、将来も利用される可能性がない部分）がないこと。

- ② 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。
- ③ 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

#### イ 適用される工場について

現に設置されている特定工場、又は、現に設置されている工場で特定工場の要件を満たしているものが増改築等で新たに特定工場となる工場であって、本市の「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に規定する第2種区域（工業地域、工業専用地域）に設置されているもの。

#### ウ 敷地外の範囲

敷地外緑地等が工場の立地する市（鎌倉市）に整備される場合は、当該敷地外緑地等の整備は当該工場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認められます。

なお、市外に敷地外緑地等を整備する場合は、生活環境保持への寄与の有無を案件ごとに個別に判断するものとします。

#### エ 敷地外緑地等の規模及び形態

緑地については、「工場立地法施行規則」第3条及び「工場立地法に関する準則」第2条ただし書きで規定されるものと同等の規模及び形態であることとします。

#### オ 自社所有の土地以外への緑地等の整備

借地への緑地等整備や、協定に基づく公有地への緑地等整備についても、その継続性を判断した上で容認するものとします。

#### カ 実質的に緑地等に係る準則が満たされていると認められる場合

次の算式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が準則を充足していること。

$$\text{緑地面積率} = \frac{\text{工場の敷地内緑地面積} + \text{敷地外緑地面積}}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の敷地面積}}$$

$$\text{環境施設面積率} = \frac{\text{工場の敷地内環境施設面積} + \text{敷地外環境施設面積}}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の敷地面積}}$$

※ 緑地面積率及び環境施設面積率を算定する際は、敷地外緑地等が設置された敷地の敷地面積を敷地全体に含めるものとする。

### (2) その他特例

本市において該当地域はありませんが、国の「工場立地法に関する準則」では、工場団地や工業集落地に工場等を設置する場合の特例が設けられています。詳細は工場立地法に関する準則第5条及び第6条をご参照ください。

## 9 罰則

種 類	条 件	罰 則
届出違反【工場立地法第16条】 (工場立地法第6条、第7条、第8条の届出)	届出をせず、又は 虚偽の届出をした者	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
変更命令違反【工場立地法第16条】 (工場立地法第10条の命令)	命令に違反した者	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
実施制限違反【工場立地法第17条】 (工場立地法第11条の制限)	違反した者	3月以下の懲役又は 30万円以下の罰金
報告違反【工場立地法第18条】 (工場立地法第15条の3の報告)	報告をせず、又は 虚偽の報告をした者	20万円以下の罰金
氏名等の変更承継の届出違反【工場立地法第20条】 (工場立地法第12条の届出)	届出をせず、又は 虚偽の届出をした者	10万円以下の過料



## 10 様式等

1. 【様式1】 特定工場新設（変更）届出書（一般用）
2. 【様式B】 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書
3. 【様式3】 氏名（名称、住所）変更届出書
4. 【様式4】 特定工場承継届出書
5. （別紙1） 特定工場における生産施設の面積
6. （別紙2） 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
7. （別紙3） 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置
8. （別紙4） 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用
9. <様式例第1> 事業概要説明書
10. <様式例第2> 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図
11. <様式例第3> 特定工場用地利用状況説明書
12. <様式例第4> 特定工場の新設等のための工事の日程
13. 特定工場廃止届

### ○工場立地法の届出に係るお問合せ

鎌倉市市民防災部 商工課 商工担当

※窓口でのご相談は、事前にご連絡のうえ、お越しく下さい。

※お問い合わせについては、電子メールでのご連絡にご協力ください。

[shoko@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:shoko@city.kamakura.kanagawa.jp)

電子メールが使用できない場合：0467-23-3000（代表） 内線 2355、2356

### ○関連ホームページ

鎌倉市「工場立地法に関する届出について」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/link/koujou.html>



経済産業省「工場立地法」

[https://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/koujourittihou/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html)



神奈川県「工場立地法の届出について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/cnt/f6856/index.html>

